

障害福祉サービス等における事故発生時の本市への報告について

1 報告の対象とするサービス・事業

障害福祉サービス（共生型含む）、地域相談支援、計画相談支援、基準該当障害福祉サービス、移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム

※以下、上記事業を実施する者を「事業者等」という。

2 報告を要する事故等の種類

次の区分に該当する事故等が発生した場合に報告を要する。

- ① 対人事故
- ② 対物事故
- ③ 感染症等の発生
- ④ 情報漏洩等
- ⑤ 虐待及びその他の不祥事

※各区分の具体的な内容等は別表を参照

3 報告の方法

- (1) 事業者等は、事故等が発生した場合、速やかに本市へ電話で報告（第一報）をする。
- (2) 事業者等は、事故等の処理について区切りがついたところで、別紙「事故報告書」にて報告（郵送）する。
- (3) 事故等の処理に期間を要すると見込まれる場合は適宜経過を報告する。
経過報告の様式は問わないが区切りがついたところで、別紙「事故報告書」にて報告（郵送）する。

※別紙「事故報告書」により難しい場合は、事業者等で定める任意の様式に代えることも差し支えないが、「事故報告書」記載の内容を網羅すること。

4 本市の連絡先（障害者支援課指定指導係）

【第一報連絡先】

電話： 9 7 2 － 3 9 6 7

【事故報告書郵送先】

〒460-8508 中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係

5 留意事項

事故が発生した場合は、応急処置等必要な措置を施し、速やかに利用者の家族、主治医等へ連絡し、その後、本市へ第一報を連絡すること。

本市以外の市町村が支給決定した利用者に係る事故の場合は、当該市町村へも速やかに報告すること（報告方法等は当該市町村の指示に従うこと）。

別表 報告を要する事故等の内容

区 分	事 故 等 の 内 容
①対人事故	サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生及び行方不明等 ・ケガの程度は医療機関を受診した場合（施設内の同程度の治療を含む。）する。事業者等の過失の有無を問わない。 ・医療機関への受診を要しない場合であっても、利用者とのトラブルが発生することが予想される場合や利用者に賠償金や見舞金を支払った場合は含む。 ・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告する。 ・「サービスの提供による」とは、事業者等が行う送迎、通院への付き添いも含むものとする。 ・サービス提供中の利用者の行方不明
②対物事故	サービスの提供に伴い発生した利用者等の保有する財物の毀損若しくは滅失 ・毀損、滅失の程度は利用者等への賠償（金銭、現物を問わず）を行った場合とする。 ・利用者等への賠償を行わない場合であっても、利用者等とのトラブルが発生することが予想される場合は含む。
③感染症等の発生	施設内で感染症等が集団発生した場合 ・感染症等とはMRSA、疥癬、インフルエンザ、結核などの他、食中毒も対象とする。 ・集団発生の状況でない場合であっても、利用者が感染症に罹患し、他の利用者等へのまん延の恐れがあるため感染症防止マニュアル等に基づき事業者等において必要な措置をした場合を含む。 ・他の法令により届出義務等がある場合は、当該法令に従い届出等の必要な措置を講ずること。
④情報漏洩等	当該事業所の利用者・家族等に関する情報の紛失・漏洩、 <u>・氏名・写真等個人が特定・類推できる状態の情報の紛失・漏洩等について報告する（利用者の写ったデジタルカメラ等の紛失等を含む）。</u>
⑤虐待及び その他不祥事	<u>・身体的虐待に限らず心理的虐待等も報告すること。</u> <u>・利用者の処遇に影響があるもの（不正請求、職員による着服・横領、送迎時等の交通事故 等）について報告すること。</u>